

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：令和6年7月30日～31日

②施設・事業所情報

名称：兼原こども園	種別：公私連携幼保連携型認定こども園
代表者名：理事長 饒平名 勝彦 園長 田港 朝世	定員（利用人数）：114（80）名
住所：沖縄県うるま市喜屋武384番地	
TEL：098-989-4368	ホームページ： https://kanehara.wakame.or.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日 令和4（2021）年4月1日	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 わかめ福祉会	
職員数	常勤職員：20名 非常勤職員：4名
専門職員	保育教諭：13名 幼稚園教諭：2名
	保育士：2名 子育て支援員：1名
施設・設備の概要	教育・保育室、遊戯室、教材室、AED、安全監視カメラ、冷暖房完備、床暖房（0～2歳児）、電解水整備、ICT業務支援システム、警備システム、エレベーター、逆浸透膜型浄水器

③理念・基本方針

法人理念

若い芽を育てる

基本方針

「心之力・学ぶ力・体之力」の育成を通して生きる力の根を育む

教育・保育目標

心之力…優しく強い心

学ぶ力…いろいろなものへ興味や関心を持ち体験を通じた遊び

体之力…たくましくしなやかな体

④施設・事業所の特徴的な取組

兼原こども園は、うるま市立兼原幼稚園閉園に伴い、令和4年度より「福祉と医療の杜うるまこどもステーション（児童福祉関連複合型施設）内の一施設として開園した。母体である法人は県内に複数のこども園と児童クラブを運営しており、うるま市内でもこども園を3園運営し協力しながら地域の子育て支援に取り組んでいる。

こどもステーションは、「兼原こども園」と内科、脳神経外科、外科、循環器科、発達、歯科等の医療機関が入居する「医療棟」、こども発達支援センターや親子通園施設、児童館が入居する「福祉棟」で構成されており、互いに連携して地域と共に多様な子ども・家庭を見守り多面的に支援することを目標に活動している。地域や保護者からは、こども園に対して発達に課題がある子どもの受入れに対する期待も大きく、こども園の機能に限界もある中で最大限の取り組みができるように努めている。

園庭には、大きな遊具が配置されており、近隣の親子や発達支援センターの利用者も遊びに来ることが多く、こども園のシンボルとなっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年4月6日（契約日） ～
	令和6年10月2日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初 回 受 審

⑥総評

◇特に評価の高い点

1) 新人職員に対し教育チェックリストに沿って詳細なOJTが実施されている。

園では新人職員に対して詳細な教育チェックリストを作成し、時間をかけて指導している。園長、主幹保育教諭がオリエンテーション後、パソコンの使い方、守秘義務、プライバシー保護等基本的な業務から、保育技術、食事、排泄等と段階を踏んで指導し、終了後は自己評価して主幹保育教諭のチェックを受けている。自己評価表は園長との面談でも活用しており、職員としてのスキルアップに繋げている。

2) 地域の関係機関とのネットワークが構築されており、支援を要する子ども・保護者等への働きかけが効果的に行われている。

園は「うるまこどもステーション運営協議会」「兼原小学校運営協議会」の構成メンバーとして定期的な連絡会に参加、地域の子ども・保護者等に関する積極的な情報共有を図っている。特に支援が必要な子ども・保護者等に対しては、各機関の立場・役割の違いを活かした働きかけを行うなど、支援の重層化に貢献している。

その一方では、地域が園へ求める期待値の高さと、現状として園が提供できる支援とのギャップもあり、職員は葛藤を抱えながら対応している。日々の教育・保育の取り組みの中での試行錯誤や、自分たちのスキルアップを図るなどして少しでもより良い対応を目指そうとする姿勢がみられる。

3) 広々とした空間を活かし、教育・保育の環境整備を柔軟に行うことが出来る。

園は、広々とした敷地面積（約2,731平方m）、建物面積（約899平方m）となっており、柔軟な空間利用ができるよう活動内容、園児の年齢・人数に合わせ可動式のパーテーションを有効活用している。行事の練習や発表、運動活動の際には空間を広く取り、また創作活動の場面では家具や遊具の配置を工夫することで、園児が伸び伸びと安全に活動ができる環境整備を行っている。

園庭では、十分に体を動かして遊ぶことができ、園庭敷地を活かし園児がリレーやプール遊び等を行うほか、鉄棒・砂場・大型遊具が地域でも目を惹き、地域の子どもがこども園に遊びに行きたいと思うきっかけになるなど地域交流の役目も担っている。

◇改善を求められる点

1) 職員間のコミュニケーションを深め、一つのチームとして更なる教育・保育の質の向上に取り組むことが期待される。

こども園は、同法人の事業所から異動してきた職員や中途採用職員、新卒職員等の様々な年齢構成や背景を持つ人材で構成されている。開園し3年目を迎える中、園の理念・基本方針やマニュアル内容等について会議や園内研修等において周知を図り、教育・保育の標準化に尽力している。

今後も職員相互の理解を深め園の目指す方向性について意思疎通を図り、多様な職員のを結集した教育・保育の展開が望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

開園から3年目を迎え、職員皆で今まで行ってきた教育保育を振り返ると共に教育保育の質および利用者満足度の向上に向けて、これから取り組むべきことを明確にしたいという思いから第三者評価を受審させていただきました。

第三者評価受審に向けて職員間で話し合ったことで“認識の違い”が生じていることに気づくことができました。また、評価いただいたことで当園の強みとして伸ばしていきたい所や今後の課題が分かり、評価委員の方々から様々なアドバイスをいただいたので改善に取り組んでいきたいと思っております。

ご多用中、アンケートにご協力いただき改善に繋がるご意見や温かいお言葉を下さった保護者の皆様、評価にあたり気づきと学びの機会を下さいました評価委員の皆様へ深く感謝申し上げます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	<p>理念・基本方針は、ホームページやパンフレットで公開されている。開園3年目で、多くの職員は新採用であり、法人の理念・基本方針の周知が十分でなかったことから、会議やミーティングで理念の必要性や内容について理解を深める取り組みを行っている。今年度より理念を見直し誰もがわかりやすいような表現にした。保護者に対しては、保護者懇談会の時間を調整して全クラスの懇談会に園長か主幹保育教諭が出席し、入園のしおりと共に理念・基本方針、保育方針、事業計画等を説明している。</p>	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	<p>園長は、法人の園長会や兼原小学校区の運営協議会、うるまこどもステーションの運営協議会に参加し地域の子育て支援事業計画や課題等を把握している。また、地域の自治会長がこども園に立ち寄る際に子育て支援等の情報提供がある。法人園長会で財務状況や利用者の推移・利用率等の分析を行い理事長に報告・相談している。</p>	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	<p>事業計画や実績報告、決算状況、経営課題については、理事長に報告し法人役員会でも共有している。職員に対しては職務会や園内研修等で周知し改善に向けての意見を聴取している。この地域では、1号認定児が定員割れし、2、3号認定児の空きがないという状況も見られ、市に定員見直しの検討を依頼している。</p> <p>こどもステーションに属していることで、地域から発達に課題のある子どもの受け入れに対する期待が高く、可能な限り受け入れるように努めている。支援児の在籍数が多いことで園の現状とのギャップもあり、職員は少しでもより良い教育・保育を目指して取り組んでいる。</p>	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	中・長期計画は、人材育成や子どもの教育体制、遊具や設備のほか環境面の配慮など10項目に分類されており、予算も表記している。また、中・長期計画(5カ年計画)を軸に前述の計画を細分化し、現場の職員に理解及び周知できるよう詳細な計画案を作成している。課題や問題点の解決に向けた話し合いを行い、単年度毎に評価・反省を行っている。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	事業計画は中・長期計画を踏まえた内容に加え、現状に合わせた施設運営及び教育・保育内容、環境整備などに分けられ、職員や保護者に分かりやすいように明記されている。また、評価や見直しについても年度末に施設長やリーダー職員等のほか、保護者アンケート等を行い、次年度計画の作成に活かしている。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	全体的な施設運営の評価のほか、年間行事予定表を下に教育・保育内容や事業進捗及び行事の評価・反省についてリーダー職員を中心に話し合っている。その評価に基づき園長が内容の確認を行い、事業計画の見直しや次年度計画を作成している。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a	事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
	b	事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
	c	事業計画を保護者等に周知していない。
コメント	事業計画の主な内容については、入園時面接や年度当初のクラス懇談会で保護者に説明しており、園内に一カ月ほど掲示、備え付けを行っている。また、地域においても学校運営協議会(兼原小学校区)で地域の方々にこども園の事業内容や計画について説明している。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
判断基準	a	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
	b	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
	c	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
コメント	園では、教育・保育の質の向上に向けて法人独自に作成された園の自己評価、職員個人の自己評価、保護者アンケートを毎年実施し、結果は主幹保育教諭が集計してまとめている。集計後は、職員会議等で改善に向けて話し合い、分析、検討する場を設けており、組織的にPDCAサイクルにもとづく取り組みを実施している。第三者評価は今回が初受審であり定期的に受審する計画がある。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
判断基準	a	評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
	b	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
	c	評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。
コメント	集計した園の自己評価や保護者アンケート結果から明らかになった課題については、職員会議や研修会で職員に周知し、改善策や改善計画を話しあっている。これまでに職員の言葉遣いや駐車場が狭く送迎時に混雑する、子どもの偏食への対応などが課題として明確になり、職員会議等で話し合い、改善に向けて取り組んできた。改善策は、園内掲示板に貼りだし保護者に周知している。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。	
	b 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。	
	c 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。	
コメント	園長の役割と責任については、運営規程に「園務をつかさどり、所属職員を指揮監督する」と明記されており、園の経営・管理に関する方針を職員に周知・説明している。園内の広報誌に園長あいさつを掲載している。主幹保育教諭が2名在籍しており、園長不在時の権限委任については、運営規程で「主幹保育教諭が二人以上ある時は、あらかじめ園長が定めた順序でその職務を代行し、または行う」と記載されており、職務分掌に順序が記載されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。	
	b 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。	
	c 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。	
コメント	児童福祉法や社会福祉法、児童憲章など遵守すべき主な法令等について22法令の一覧表を作成して職員に示し、大まかにどんな法令なのかを説明している。特に全体的な計画や指導計画等について関連する法令と照らし合わせて職員の理解が深まるように説明するなどの工夫をしている。最近では携帯電話での写真撮影が多いことから個人情報保護について注意を促し、不適切保育の事例等を示して子どもの権利擁護等について説明をしている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。	
コメント	日頃より園長、主幹保育教諭が教室を巡回し指導計画やマニュアル等を確認しながら職員の気づきを促し質の高い教育・保育をめざして指導にあたっている。また、職員との個人面談で要望を聞き取り、主幹保育教諭と相談して園内研修計画を作成している。園内研修では動く研修(体験型研修)を重視。園庭での子どもを見守る際の立ち位置の見直しについては、実際に現場に出て体験することで皆が納得できるように取り組んだ。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
コメント	園長は、人事・労務・財務等について、職員一人一人の勤務状況や研修履歴等の一覧表を作成して把握し、ゆとりある人員配置・働きやすい環境整備に取り組んでいる。ICTの活用も進み各教室にパソコンを設置し教室でも情報の確認や日誌等の入力ができるようにした。また、ICT支援業務システムの活用で職員間の連絡が一斉にとれるようになった。経営面では法人で税理士や公認会計士、社会保険労務士、弁護士等と契約しアドバイスや指導を受けながら業務の実効性の向上に向けて取り組んでいる。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
	b	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
	c	認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
コメント	必要な人材を確保するために、うるま市に在する同法人系列のこども園3園での合同就職説明会を開催したり、保育士養成校等の就職説明会に職員を参加させている。最近是新卒者の確保が厳しくなっている。資格手当があり無資格の職員には子育て支援員の講習を受講させ、資格取得させている。特に看護師の確保・定着が難しい現状もあり、継続的に改善に向けて取り組んでいる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a	総合的な人事管理を実施している。
	b	総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
	c	総合的な人事管理を実施していない。
コメント	期待する職員像を明確に示し、職員に周知している。給与規程や就業規則、園長が独自に作成した面談シート等を基に面談し、昇進や昇格、キャリアパス等について説明している。職員の専門性や職務遂行能力、貢献度等を評価するための総合的な人事基準については、法人として作成中であり今後の仕組み作りに期待したい。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	園長は、職員の就業状況や有給休暇の取得状況、研修の受講状況等を把握し、日頃から職員に声をかけ相談しやすいような環境づくりをしている。職員の希望に沿って勤務形態や時間を選択できるようにしており、非常勤職員によっては夏と冬で出勤時間や勤務時間を変更する方もいる。特に育児休暇取得後の勤務については、他職員の協力を得てシフト調整に応じワークライフバランスに配慮している。年休が取りやすい環境があり、3連休が取れるように工夫している。また、希望があれば旅行などの長期休暇がとれるよう調整している。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	期待する職員像や階層別目標が整備され、職員個人の自己評価票や研修報告書、年間目標や反省などを記入する面談シート等を綴った個人ファイルを作成している。面談の際にファイルを見ながら目標を設定し、次回の面談で達成度を確認している。ファイルは職員自身が管理しており、定期的に園長に提出してチェックを受けている。職員の成長度に応じてキャリアアップについても伝えている。今年度より目標管理用の面談シートの様式を変更して、より職員の士気を高められるよう工夫している。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園長・主幹保育教諭が中心になって年間園内研修計画を作衛し、研修を実施している。園内研修では動く研修(体験型研修)を多く取り入れ、職員に実際に体験してもらうことで理解を深める取り組みを行っている。子どもの危機管理や権利擁護、感染症やアレルギーなど基本的な研修は計画的に実施し、その他の研修については適宜カリキュラムや内容を見直し、現時点でより必要とされる研修に変更して研修効果を高められるよう取り組んでいる。職員個別に研修の振り返りシートのファイルを作成し定期的に園長がチェック。研修の理解度を確認している。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。	
	b 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。	
	c 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。	
コメント	園長は、職員別に研修の計画・履歴表を作成し、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。外部研修に関する情報を研修ボードに掲示し職員の希望や経験・習熟度に合わせた研修の受講を促している。研修参加後は報告書を提出させ、主な研修については伝達研修を実施している。個別的なOJTについては、基本業務や技術、危険予防、衛生管理など多岐にわたるチェックリストを作成し、園長・主幹保育教諭が直接指導して職員のスキルアップに繋げている。	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
判断基準	a 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。	
	b 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。	
	c 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。	
コメント	こども園は開所3年目であり、大学生のボランティア実習の受け入れは行ったが、まだ保育士の実習受け入れの実績はない。今年度保育士養成校から1名の実習生を受け入れる予定があり、受け入れマニュアルをもとに準備を始めている。学校側との調整や指導者への研修等これからの取り組みに期待したい。	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a 認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。	
	b 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。	
	c 認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。	
コメント	法人の理念や基本方針、苦情・相談体制や対応、決算状況等をホームページで公開している。年に数回開催される兼原小学校やうるまこどもステーションの運営協議会で園長が園の理念や方針・活動状況等を伝える時間があり、こども園の存在意義や役割等を理解してもらえるように努めている。また、自治会やこどもステーションの関係機関にパンフレットを置いてもらい地域の方が誰でも手に取れるようにしている。	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
判断基準	a 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	
	b 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。	
	c 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。	
コメント	<p>こども園における事務・経理・取引等のルールや職務分掌と権限・責任が明確に示され職員にも周知されている。月に1回税理士より会計指導を受け、年2回公認会計士による外部監査を受けている。また、毎年監事による監事監査を受け課題の指摘や改善へのアドバイスを受けている。今年度は1号認定児が少なく、定員割れしているため経営改善の指導を受け法人事務局や理事長・園長会で改善に向けて検討している。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。	
	b 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。	
	c 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。	
コメント	<p>園は、うるま市の児童福祉関連複合施設「うるまこどもステーション」を構成する一施設として、地域の子育て支援の拠点となることを目指しており、運営規程においても「開かれたこども園運営」が運営の重点として記されている。こどもステーションフェスタ(地域の祭り)では園のブースを設け、活動の様子がわかる写真を展示し、公民館で開かれる敬老会では子どもたちがエイサーを披露するなど地域との交流を図っている。園近隣の社会資源について、緊急時避難場所や医療機関、公園、図書館等の場所をコメント付きで説明した地図を作成して建物入口に掲示している。園のパンフレットを関係機関に配布、ホームページでは日々の活動の様子がこまめに更新されている。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
判断基準	a ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。	
	b ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。	
	c ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。	
コメント	<p>ボランティア受入れに関するマニュアルが整備されている。地域の中学生の体験実習、大学生のボランティア実習等について、園では基本的には受入れる方向で検討しているが、感染症の拡大防止や園行事との調整によっては制限することもあった。保護者がボランティアとして園行事に協力して下さることも多い。その際には、保護者が子どもの姿に注目するあまり安全面への配慮が疎かになってしまわないよう、事前に見守り方のポイントを説明するなど、状況に応じた対応がとられている。</p>	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
判断基準	a 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。	
	b 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。	
	c 子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。	
コメント	地域のネットワーク「うるまこどもステーション運営協議会」や「兼原小学校運営協議会」の構成メンバーとして定期的な連絡会に参加し、情報の共有を図っている。特に支援が必要とされる子どもについては、各機関の役割の違いを活かして、それぞれの立場から保護者への助言・支援ができるよう連携して対応している。園職員が外部の会議等に参加して情報収集してきた内容は園内の会議でも適宜共有されている。家庭での不適切な養育(虐待)の疑い等に関しては、園長が外部機関との連絡窓口となり、情報共有の範囲もその都度判断して慎重に対応している。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	a
判断基準	a 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。	
	b 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。	
	c 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。	
コメント	「うるまこどもステーション運営協議会」「兼原小学校運営協議会」「うるま市要保護児童対策地域協議会」等に参加して、地域の福祉ニーズの把握、情報共有を行っている。地域や保護者等からは、園に対して発達に課題がある子どもの受入れに対する期待が大きい。園の利用に関しては役所での認定が必要な2号・3号利用者や、1号利用者についても園の定員や職員配置の状況によっては受入れが困難な場合もある。そのような場合でも、園が実施する「地域子育て支援スマイル」を案内して、園庭開放や子育て相談に応じる等、園が持つ様々な機能を活かした働きかけを行っている。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
判断基準	a 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。	
	b 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。	
	c 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。	
コメント	園の近隣地域においては、支援の必要な子育て世帯が多い一方、元々この地域で暮らしてきた高齢者世帯も多い。園では子育て支援事業を実施するほか、毎年4月の入園式の前には近隣世帯を個別に訪問し、ご挨拶と情報交換を行ったり、夏祭りを実施する際には案内状と一緒に祭り会場で使用できるチケットを配るなど、園行事を活用して地域住民の状況把握と地域との結びつきに取り組んでいる。地域の指定避難場所は園から徒歩で移動できる場所にあるが、災害状況によっては園外に移動する場合のリスク等も想定し、様々なパターンの避難訓練を行っている。消防署と連携し、地域住民にも周知した上で大規模災害を想定した広域避難訓練も実施している。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
判断基準	a 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。	
	b 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。	
	c 子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。	
コメント	園では目指す教師像として「子どもを尊重し常に自己研鑽に努める教師」を掲げており、子どもの権利擁護等について毎月定例の職員研修や、ICT業務支援システムを活用した個別のオンデマンド研修にも取り組んでいる。こども家庭庁HPの「こども基本法クイズ」や、「子どもと一緒に読みたい！子どもの権利に関する絵本」などを活用して、子ども自身に“子どもの権利”や“あなたもお友だちもみんな大切な存在”であることを伝えている。子ども同士のトラブルがあった際には、職員はそれぞれの話を聞いたうえで「〇〇さんはこんな気持ちだったのかも知れないね」等と伝え、子ども自身がお互いの気持ちを大切にできるようになることを目指した働きかけを行っている。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	a
判断基準	a 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。	
	b 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。	
	c 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。	
コメント	園ではプライバシー保護に関するマニュアルが整備され、毎年4月の園内研修においてその共通理解を図っている。乳幼児のおむつ交換は他児から見えない場所で行い、沐浴等も一人ずつ個別に対応している。子ども自身にプライベートゾーンの大切さを教え、着替える際は窓のスクリーンを下ろして外からの視線を遮り、また室内では折り畳み式のパーテーションを利用して場所を分けて対応している。年少児用のトイレや浴室の入口ドアには内窓がついているが、下部の窓には目隠しシートを貼り、明るさは確保しながら子どもの視線では中が見えないように工夫している。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。	
	b 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。	
	c 利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。	
コメント	園のパンフレットを「うるまこどもステーション」内の関係機関に配置したり、うるま市役所の広報掲示板では園の紹介がなされている。パンフレット、ホームページには写真を多く活用して実際の園の雰囲気伝えるようにしている。こどもの写真利用にあたっては、事前に保護者の同意を得て行っている。園庭に配置された大型遊具は近隣からも目立ち、子ども連れの保護者が訪ねてくることもある。園ではそのような見学希望者を積極的に受入れながら、必要に応じて子育て支援サービスに繋げたり、入園希望に対しては申請手続きの方法を説明している。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	a
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	<p>入園のしおりには、園での教育・保育の内容や健康管理、保護者との連携や緊急時の対応方法等について詳細に記載されており、重要事項説明書においては苦情対応の方法やその他必要事項が明記されている。入園時には個別面談を行い、進級時にはクラス懇談会(必要に応じて個別面談)で各種資料を用いて説明し保護者の同意を得ている。日本語でのやりとりが難しい外国籍の保護者に対しては面談の際に通訳ができるパートナーの同席をお願いしたり、スマホの翻訳アプリを利用する等して対応している。個別の配慮が必要な保護者には面談時間を長めにとり、書類の読み合わせや必要書類の確認も職員と一緒にいるなど、保護者のニーズに応じた対応が図られている。</p>	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	<p>転園した子どもについては、転園先に所定の児童要録を送付している。発達の課題や個別の配慮が必要な子ども等については、保護者の了解を得た上で、児童要録に加えて連絡帳からの抜粋や追加の資料等をとりまとめて送付するなど、継続的な支援が転園先でも行われるよう引継ぎを行っている。保護者へは「転園・退園後の相談窓口について」を配布し、気になることがあればいつでも園に相談・連絡できることを周知している。</p>	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	<p>全ての保護者を対象に年1回の個人面談を実施、加えて5歳児の保護者には必要に応じて卒園前に個別の面談を実施している。面談では「聞き取りシート」を活用し、保護者の思い等も含めて確認している。年度末に行う無記名の保護者アンケートの様式は、園に対する具体的な評価項目だけでなく、自由記載欄、園への提案・改善案等も記入できるものとなっている。要望事項等があれば園長へ報告するとともに職員会議で全体共有し、対応結果を園内に掲示したり園だよりに掲載して保護者にフィードバックしている。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
判断基準	a 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。	
	b 苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。	
	c 苦情解決の仕組みが確立していない。	
コメント	<p>玄関入口に意見箱を設置し「ご意見・ご要望の解決のための仕組みについて」を掲示している。第三者委員の連絡先について、電話番号だけではなくメールアドレスを掲示したり、年度末には無記名アンケートを行う等、苦情や要望を申し出しやすくするための手段を複数案内している。職員マニュアルの中で、苦情等があった際には迅速に対応すること、「言いにくいことを話して下さってありがとうございます」という姿勢で対応すること等が示されており、保護者面談の前には適切な対応方法について職員勉強会を行うなど、苦情等に対する園の対応方法が一貫している。苦情受付の状況や改善策等についてはホームページや園だよりで公開するしくみが整っている。</p>	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a
判断基準	a 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。	
	b 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。	
	c 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。	
コメント	<p>連絡帳でのやりとり、個人面談、懇親会、保育参加参観等で保護者からの相談や意見等を受け付けている。子どものクラス担任だけではなく、園長やその他の職員に対しても相談ができることを入園時面談等でお知らせしている。子どもや保護者の様子等で気になることがあった時は、降園のお迎え時に職員からそれとなく声をかけたり、連絡帳にメモ書きしてみたりと、相談のきっかけ作りを意識的に行っている。相談受付や面接は個室で行い、話しやすい落ち着いた雰囲気作りと相談内容の秘密が守られる環境を整えている。</p>	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
判断基準	a 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。	
	b 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。	
	c 保護者からの相談や意見の把握をしていない。	
コメント	<p>保護者からの意見・苦情等の受付とその対応方法について職員マニュアルが整備され、定期的に職員研修が行われている。意見箱の設置、無記名アンケートの実施、個別の面談等によって保護者からの意見・苦情等の聴取に取り組んでいる。保護者から「お弁当の日を決めてほしい」等の要望があった際には、元々、木曜日に設定されていたものではあったが、週半ばの曜日では意識しにくいのかも知れないと考え「原則、月末の金曜日」に変更した。保護者からの意見や要望事項についてはその背景や原因等も含めて考え、改善方法を積極的に検討している。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	<p>園ではクラス別にヒヤリハット報告書を作成しており「小さなヒヤリ」を職員が意識して書き留めている。園内研修において、職員は自分のクラス以外の保育室を観察し「必ず10個のヒヤリを見つける」という課題に取り組むことで、子どもの安全に対するお互いの意識を高めている。見つけたヒヤリ箇所については、その改善策を職員同志で話し合って対応している。また、実際の外遊びの際に起こったヒヤリ事例に関しては、園庭の現場検証を行い、職員の立ち位置や視線が届く範囲を確認し、図を用いた改善策を取りまとめた。</p> <p>園舎建物はバリアフリー対応となっており、エレベーターが設置されている。過去に職員がエレベーターを操作して、エレベーター付近に職員がいない状態でドアが開いていたことがあり、操作パネルに張り紙をして注意喚起している。エレベーター使用に関しては、子どもの危険回避のためにさらに踏み込んだ対策に期待したい。</p>	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	<p>感染症の予防と発生時の対応について園内研修を行っている。疾病別の対応と登園のめやすについて「入園のしおり」の中で説明している。登園時には保護者からの引継ぎ事項の確認や職員による子どもの視診を行い、いつもと違う様子があればこまめな検温を行い健康状態の変化を見落とさないよう対応している。また、感染症の種類別チェックポイントをイラスト入りの掲示物として作成したり、感染症発生時にはその状況を園舎入口ドアに貼り出すなど、保護者への情報提供を行っている。</p>	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	<p>災害時対応マニュアルが整備され、園内で行う毎月の避難訓練、大規模火災を想定した消防署や地域自治会と連携して行う避難訓練等が実施されている。訓練内容がワンパターンにならないように、災害の種類や避難経路の想定は毎回変えて対応している。自力歩行ができない乳幼児の避難に関しては、職員が非常用の抱っこひも等を実際に使った訓練を行っている。台風襲来時については「入園のしおり」の中で、台風接近時、通過後、特別警報発令時、緊急災害発生時のそれぞれの場合の対応について保護者へ具体的に説明している。</p> <p>非常用の備蓄リストが作成され、備品類等は確保されているが、非常食については今後数年をかけて段階的に増やしていく計画となっている。</p>	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の向上		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	<p>「期待する職員像」のほか、教育・保育の実践における配慮事項や援助方法などが各種計画に示されている。また、マニュアルや取り組み事例などにも実施方法が明記されており、一定の教育・保育水準を保持する内容となっている。</p> <p>運用については、職員会議や園内研修などで周知を試みているが、備品などの管理(備品の準備や片付けの手順)について、クラス間の差異が見られるところもあり、今後の周知徹底に向けた工夫に期待したい。</p>	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	<p>日頃の申し送りやミーティングにおいて振り返りをする時間を設け、職員間で教育・保育の内容について確認をしている。また、リーダー職員、主任保育教諭を中心に毎月の職務会において、教育・保育内容のほか、各係の点検や保護者との対応などについて話し合い、スムーズに職務遂行ができるようアドバイスしている。さらに登降園時の保護者とのやり取りや連絡帳、アンケートなど積極的に保護者の意見を取り入れる工夫を行い、指導計画や月案などの見直しに反映している。</p>	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	b
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	<p>全体的な計画には幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の記載があり、指導計画は全体的な計画に基づき作成されている。入園時や進級時の保護者との事前面談、児童票や健康管理シートで子どもの状況の確認を行い個別計画を作成している。支援が必要な子どもについては、子どもに関わりのある専門機関の意見を個別計画に反映させ、必要に応じて定期的に専門機関の助言を受け適切な教育・保育の提供を行っている。</p> <p>今後は、子どもと保護者の具体的なニーズについて、自由記述で要望を聴取できるような欄を追加するなど書類様式の工夫に期待したい。</p>	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a
判断基準	a 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。	
	b 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。	
	c 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。	
コメント	指導計画の評価・見直しに関して、年度末に実施している園評価・各行事後のアンケートから保護者意見を反映させ指導計画の見直しを行う手順がある。また、指導計画を必要に応じ変更する場合にも、職員掲示板を活用し変更から時間差なく職員間へ周知・共有する組織的な仕組みがある。指導計画を評価し見直し訂正を行った場合は、マーカーで訂正箇所を分かりやすく表記し、次の指導計画の作成に活かせるよう視覚的にも分かりやすい工夫を行っている。	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。	
	b 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。	
	c 子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。	
コメント	日常ではICT業務支援システムを中心に記録され、申し送りなども職員が共有し確認できるようになっている。また、児童票や指導要録などの記録方法や記入上の注意点なども園内研修や職務会において指導し、職員のスキルや経験等の差異が生じないように努めている。さらに情報を集約化する観点から会議録は職務会、研修会議録で集約し、記録の分散化が起こらないよう工夫している。	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
判断基準	a 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。	
	b 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。	
	c 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。	
コメント	子どもの記録は、用途に応じ記入方法や内容等について定められている。個人情報の管理や情報漏洩対策などについては規程及びマニュアル等により定められており、園内研修や職務会において職員への周知を図っている。また、保護者へは入園時の面接や懇談会の折に個人情報の取り扱いについて説明している。	

		評価項目	評価結果					
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育							
	A-1-(1) 子どもの権利擁護							
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a					
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。</td> </tr> </table>	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。
a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。							
b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。							
c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。							
	評価機関	<p>子どもの権利擁護についてマニュアルが整備されており、職員研修を通して定期的に理解を深めている。また、職員研修では、子どもの権利擁護に対する具体的な場面を想定したグループ討議を行い、セルフチェックリストを用いて日々の教育・保育の振り返りも行っている。「園生活の一日のチェックポイント」や「不適切な事案の対応マニュアル」などを活用し、権利侵害の防止と早期発見のための具体的な手順について新規採用職員にも分かりやすく示されている。</p>						
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成								
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。	b					
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。</td> </tr> </table>	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。
a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。							
b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。							
c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。							
	評価機関	<p>全体的な計画は、こども園の理念や教育及び保育目標に基づき園長を中心に案が作成され、職員間で検討後策定し年度末に評価を実施している。全体的な計画を踏まえて指導内容が作成され、保護者に対しては年度はじめに計画内容の説明を行い、園だよりに今月の予定を記載したり、業務支援システムでドキュメンテーションを配信することで保護者にも分かりやすく伝えている。今後は、職員が全体的な計画を繰り返し確認、見直しができるような手順の構築にも期待したい。</p>						
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開								
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a					
	判断基準	<table border="1"> <tr> <td>a</td> <td>生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。</td> </tr> </table>	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。							
b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。							
c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。							
	評価機関	<p>各部屋に温度・湿度計を備え園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。学校薬剤師により、水質・採光・騒音・ダニ・アレルゲンの検査を実施、適正な基準のもと教育・保育が行われているかを定期的に確認している。4・5歳児で睡眠を必要とする園児は、睡眠がとれるよう配慮し、また集団を離れ落ち着く空間が必要な園児に対しての空間作りの工夫がされている。職員の出勤形態で安全確認役割分担があり、職員出勤時に確認箇所が一覧で分かるようチェック項目が目につく所に備えられている。室内での活動に合わせ家具・遊具の配置を変え柔軟に対応している。</p>						

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
c		一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。	
	評価機関	<p>入園前の面談や定期面談を実施し、園児の状態を十分把握し教育・保育を行っている。連休明け等、生活リズムが崩れやすい時期にも配慮し、体温や機嫌など保護者と様子を伝え合い園児の気持ちを汲み取っている。外国語を使用する保護者へは翻訳ツールなどを活用し、家庭での園児の様子を把握し、園での様子を伝える工夫が見られる。集団活動のリレーで負けて泣いている園児に対し、職員が「がんばっていてとてもかっこよかったよ。」などと園児へ個別的に話かけ、分かりやすい言葉で園児の悔しい気持ちに寄り添い受容し対応している。</p>	
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
c		園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。	
	評価機関	<p>トイレの使い方や手の洗い方のイラストが園児の目線の位置で示され、基本的な生活習慣取得の重要性を分かりやすく伝えている。また、クラスの壁時計に活動時間の「始まり」と「終わり」を矢印で示し活動時間のメリハリをつけることで園児が主体的に次の行動に移せるよう工夫している。園児の日々の状態については業務支援システムや送迎時のやり取りなどを通し、家庭と情報共有を行うことで、園児の状態に合わせ活動と休息のバランスが保たれるよう個別的に配慮している。</p>	
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
c		園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。	
	評価機関	<p>3歳未満のクラスは広さもゆとりがあり、園児が落ち着いた雰囲気でも過ごしている。3歳以上児クラスのコーナーも充実しており、園児が遊びを選択できる工夫をしている。また、園庭の草木や畑での栽培活動も充実しており、園生活の中で様々な体験(遊び)を通して、園児の主体的な学びにつながるよう配慮されている。</p>	

認定こども園版R6内容評価項目記入シート

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	乳児保育(0歳児)において、保育室や3歳未満児向けの庭を活用し、個々の生活リズムや興味・関心に合わせた保育を行っている。園児一人ひとりの表情を大切に不安そうな表情をしている時は、落ち着けるように抱っこをして情緒の安定が持てるよう配慮している。日々の様子については、連絡帳の記録や送迎時のやりとりを通し、保護者から情報を聞き取りしている。また、定期個人面談、保育参観や親子発表会の機会を設け家庭と園との密な連携を図っている。		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	3歳未満児(1・2歳児)の自分でやろうとする気持ちを大切に、集中できるようお着替えの時間は見えるところに玩具を置かないようにしたり、室内に遊びを選択できるコーナーを作り自発的な活動ができるよう環境整備に配慮している。友達との関わりについて、友達が使っている玩具を使いたがった時などは、保育教諭が仲立ちをしながら、気持ちを言葉にする大切さを伝え双方の気持ちに寄り添っている。家庭との連携については、日々の保護者とのやりとりや年2回の保育参観、個人面談の機会を設け連携を図っている。		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
評価機関	3歳児以上のクラスでは、園庭の畑(わくわく畑)で育てている野菜がどこまで大きくなるか挑戦をしたいという園児の希望に応え、収穫を延期し挑戦を見守るなど、園児の興味関心を大切にするため職員が環境を整え柔軟に対応している。4・5歳児の教育・保育においては、組体操・エイサー等友達と協力して一つのことをやり遂げる活動を取り入れ、練習の様子や行事を通して保護者や地域・就学先小学校へ伝えている。		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	評価機関	<p>障害のある園児に対しては、個別面談を通して園児の状況や保護者の思いを聞き取り、クラスの指導計画と関連付けた個別計画を作成している。「うるまこどもステーション運営協議会」や、関連医療機関・専門機関と一緒に年に数回保育療育検討会(必要な知識を学ぶための発達支援児学習会)を開催し、職員は専門員の助言を活かした援助に努めている。個別のケースについては頻りに担当機関が集い支援会議やケース会議を開催し密に連携をとっている。また発達支援児の行事参加等については、並ぶ順番を視覚的に分かりやすく示すなどの援助を行い、集団活動に参加しやすいような工夫・配慮を行っている。</p>	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
		c	それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。
	評価機関	<p>在園時間の長い園児について、担任以外の延長保育担当職員が園児の状況を把握できるよう引継ぎ簿を活用し情報共有を行っている。保護者へは降園時に園児の様子を口頭で伝え、家庭との連携が十分にとれるよう配慮している。1号認定園児の長期休暇後の教育・保育内容に配慮し、週1回の出校日を設けている。また、「パワーアップチャレンジ」(園児用のチャレンジシート)を使用し、家庭でも挑戦できる活動項目を示し長期休暇中も取り組める目標を設定するなど長期休暇後の活動がスムーズに行えるよう配慮している。</p>	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画(接続)に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
		c	小学校との連携や就学を見通した計画(接続)、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。
	評価機関	<p>小学校との接続年間計画、園児が就学までに育てたい力や学びに連続性を確保する観点を踏まえアプローチカリキュラム・スタートカリキュラムを作成している。保幼小連絡協議会への参加や、園児と小学校児童の交流の機会を設けることで連携を図っている。また、プールの借用や運動会・音楽発表会等の練習風景の見学を通して園児が小学校を身近に感じられ期待感が持てるようにし、保護者に対しても小学校以降の見通しを持てるよう園の掲示板を活用し就学に必要な情報を発信している。</p>	

評価項目		評価結果
A-2-(3) 健康管理		
58	A⑬	園児の健康管理を適切に行っている。 a
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。
評価機関	登園時に園児の健康状態の観察を行い、連絡帳等の情報も加味し、昼礼や職員連絡掲示板で情報を共有している。また、発熱やケガについてはマニュアル等に対応策や記録が定められており、適切な処置と報告ができる体制が整っている。SIDS(乳幼児突然死症候群)に関しては園内外の研修を通して職員へ周知徹底し、午睡時に園児の状態を定期的に確認している。	
59	A⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。 a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。
評価機関	年2回の健康診断(内科、歯科)が実施されており、結果について個別記録が整備され、健康診断の結果は職員間で共有している。また、健診結果に基づき再検査や治療が必要な場合は、保護者へ直接説明し、適切な対応をとるよう促している。さらに絵本やカードの教材やポスターを用いて、手洗いや歯磨きなど園生活の中で園児が健康に関心が持てるよう取り組んでいる。	
60	A⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。 a
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。
評価機関	アレルギーや慢性疾患のある園児については、入園時に保護者から状況を確認するほか、かかりつけ医の診断書及び「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(保育所におけるアレルギー対応ガイドライン2019年改訂版)」の提出を依頼している。食物アレルギー疾患のある園児については、食器の色を区別し写真付きのカードを用い食事の取り違えがないよう工夫している。さらに食事の受け取りと配膳時には職員間でダブルチェックをし、細心の注意を払っている。	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑯	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 a
	判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。 b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。 c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。
	評価機関	食育計画を作成し、発達年齢に応じた園児への配慮や働きかけを明確にしている。園児が「食」に興味や関心が持てるよう、畑で季節の野菜を栽培し、観察したり触れたりできる環境を作っている。また、食育掲示板や食育の絵本などを活用し、食物の五大栄養素や健康管理に興味を持てるよう取り組んでいる。保護者へは、毎月の献立配布のほか食育活動の様子を掲示するなど園での食事の様子を伝える一方、家庭での食事の様子を聞き取り乳幼児期の「食」への大切さを伝えたり、食事についてのアドバイスなどを行っている。
62	A⑰	園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 a
	判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。 b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。 c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。
	評価機関	食事はクラス内で装っており、園児の体調や要望に応じ園児が無理なく食べられるよう細やかな配慮をしている。調理員は日々の給食の状況を直接確認しているほか、クッキング行事等にも参加することで園児の表情や感想、食事の雰囲気などを体感し、提供する食事の評価・改善に活かしている。また、献立については季節の食材や伝統行事食も取り入れている。内容については定期的に給食会議を持ち、残食記録や嗜好調査の資料のほか職員の意見も踏まえ、栄養士と協議し、評価・改善に取り組んでいる。
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱	園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。 a
	判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。 b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。 c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。
	評価機関	園児の様子や活動内容については、連絡帳のほか写真を載せたドキュメンテーション等を配信し、保護者に分かりやすく伝えるよう取り組んでいる。毎日の登降園時に会話のほか、入園オリエンテーションや保護者総会、クラスでの保護者懇談会、個人面談(年1回)など定期的にコミュニケーションが図れる機会を作っている。また、家庭の事情や配慮が必要なケースにおいては、保護者に合わせて相談する機会を設け、家庭に寄り添うことを大切にしている。相談を受けた職員については、園長が中心となり内容に応じた助言を行い、担当者が適切に援助できるよう支援している。

		評価項目	評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援			
64	A⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	b
	判断基準	a	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。
		b	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
		c	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
評価機関	<p>地域の子育て家庭の保護者支援については、大型遊具のある園庭や子育て支援室「スマイル」を備え、さらに行事を通して保育交流体験ができた、初めて来園する保護者が気軽に利用できる体制が整っている。また、兼原小学校区学校運営協議会を通じ、小学校や民生委員、自治会と連携し、地域の子育て家庭に関する情報を共有することができるほか、隣接の「うるまこどもステーション」(児童福祉関連複合型施設)との連携も進めている。</p> <p>今後は、さらに地域への活動を広げ、専門的な機関へ繋いでいく取り組みに期待したい。</p>		
65	A⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
		b	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
		c	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。
評価機関	<p>被虐待児童についてはマニュアル等が整備されている。不適切な養育等の兆候を見逃さないよう、園児の着替え時の身体や持ち物の確認、食事の様子などを観察し、疑いのある家庭があればミーティングで共有。保護者へのアプローチを慎重に行いつつ情報を集積し必要な対応をしている。また、マニュアルについては、定期的な研修とケース毎に確認を行うようにし、早期発見・早期対応について継続的な職員の意識づけを図っている。</p>		
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等			
66	A㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	判断基準	a	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。
		b	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。
		c	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。
評価機関	<p>職員が自己評価やセルフチェックリストを活用し、定期的に自身の言動や考え方を振り返ることができるよう研修等において確認している。マニュアルが整備されており、不適切な事案の対応が示されている。また、職員間のみならず、保護者が園長や主幹保育教諭に相談できるように努めている。</p>		